

受付印

半島振興対策実施地域固定資産税不均一課税に関する届出書

年 月 日

勝浦市長

様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）
（代表者氏名）

印

電 話 番 号

— —

勝浦市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例第3条の規定により次のとおり届け出ます。

不均一課税の適用を受けようとする事業所又は事業所の名称、所在地及び事業の種類	事業の種類					
	事業所又は事業所の名称					
	所 在 地					
新設又は増設の別	新設 ・ 増設		新設又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日	年 月 日		
① 家 屋	所 在 地 番		家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積
	勝浦市 番					. m ²
	勝浦市 番					. m ²
	勝浦市 番					. m ²
	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的		
取得金額	円					
② 土 地	所 在 地 番		地 目	地 積		
	勝浦市 番			. m ²		
	勝浦市 番			. m ²		
	勝浦市 番			. m ²		
	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的		
取得金額	円		工場用建物等の建設に着手した日	年 月 日		
③ 償 却 資 産	種 類	取 得 価 格（円）				
		(ア) 前年前に取得したもの	(イ) 前年中に減少したもの	(ウ) 前年中に取得したもの	計 (ア) - (イ) + (ウ)	
	構 築 物					
	機 械 及 び 装 置					
	車 両 及 び 運 搬 具					
	工 具、器 具 及 び 備 品					
	合 計					
取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的			

備 考

注

- 1 この届出書は、1の事務所又は事業所における不均一課税を受けようとする特別償却設備ごとに作成すること。
また、家屋及び地にあつては、租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45号第1項の表第2号の適用を受ける1の家屋及びその敷地である土地の取得後に作成すること。
- 2 「住所（所在地）」の欄には、主たる事務所又は事務所の所在地（外国人及び外国法人にあつては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事務所の所在地）を記載すること。
- 3 「②土地」の欄中「工場用建物等の建設に着手した日」の欄には、当該建物の敷地においてその建設に直接必要な遣形、根きり又は杭打ちのいずれかの工事が最初に行われた日を記載すること。
- 4 売買契約書の写しその他所有権移転の日が確認できる書類の写しを添付すること。
- 5 「③償却資産」の欄中「前年前に取得したもの」の欄には、地方税法施行規則第14条の規定による償却資産申告書の（ア）欄の価額を、「前年中に減少したもの」の欄には、（イ）欄の価格を、「前年中に取得したもの」の欄には、（ウ）欄の価格をそれぞれ記載すること。
なお、「取得年月日」欄については、償却資産の取得が数次にわたる等取得年月日が特定できない場合は、空欄としても差し支えない。

※ 提出期限は3月25日までです。

なお、償却資産のみ該当となる場合にあつては、償却資産申告書と同時に提出されても差し支えありません。